総務委員会会議録

平成28年11月1日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:25

【 案 件 】

1. 入札制度について

【 報告事項 】

1. 飯塚市立地適正化計画の策定状況について

(地域連携都市政策室)

2. 第2次飯塚市総合計画策定進捗状況について

(総合政策課)

3. アメリカ合衆国サニーベール市との姉妹都市協定について

(地域政策課)

4. 第2次飯塚市男女共同参画プラン(素案)の市民意見募集について

(男女共同参画推進課)

5. 新庁舎建設事業について

(総務課)

6. 平成27年国勢調査の状況について

(総務課)

7. 平成28年度職員採用試験の実施状況について

(人事課)

8. 第2次行財政改革前期実施計画の進捗状況について

(行財政改革推進課)

9. 飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画素案について(行財政改革推進課)

10. 穂波地区公共施設の再編整備について

(行財政改革推進課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。 ○契約課長

平成28年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づき、 ご説明いたします。資料の「入札制度について」をお願いいたします。

まず、「平成28年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。この資料は、平成28年9月末現在の「工事契約落札率別内訳表」でございまして、設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みでさらに細かく分類をしております。9月末までの入札件数といたしましては66件、契約金額の総額は79億8132万960円でありまして、その平均落札率は91.68%となっております。

次に、「平成28年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の2ページから3ページをお願いいたします。平成28年9月末現在の「条件付き一般競争入札の実施状況」でございますが、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。本年度は9月末までに、26件の条件付き一般競争入札を執行いたしましたが、その内訳といたしましては、土木一式工事が13件、建築一式工事が10件、専門工事が3件となっております。26件うち、11件が最低制限価格で応札がなされ、くじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、一番下の欄に平均として記載しておりますが、

92. 39%となっております。

次に、「平成28年度変動型最低制限価格方式による入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の4ページをお願いいたします。これは、等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札実施状況で、9月末までに3件実施しております。なお、落札率につきましては、85.19%となっております。

以上、簡単ではございますが、資料の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

入札制度について、質問をさせていただきます。さきの本会議で議案となった鎮西小中一貫校の100%落札、これは、業者数の確保が困難であったことが原因の1つであると考えます。昨年8月の委員会で付託案件である入札制度について、第1希望と第2希望の場合の格付と工種変更における格付について質問をいたしました。この質問に対する答弁では、第1希望と第2希望の場合、工種変更の等級の格付は1等級下位に格付しているとの答弁でありました。10月の委員会では、執行部から第1希望と第2希望の場合の格付については、第2希望では、1等級下位に格付していたものを第1希望と同じ等級にすると、そして工種変更については当面は現行制度を変更せず、今後の継続検討課題としたいとの報告がありました。しかし、昨年8月の委員会での副市長の答弁では、第2希望をそのままにするのであれば、業種が変わったらそのまま落とすのかということはある意味、連動しているとの答弁をされました。ということは、第2希望を第1希望と同じ等級に格付するとされたなら、副市長の答弁どおり連動するなら、工種変更も同様に変更前の同じ等級に格付されるのが当然ではないでしょうか。

そこで、継続検討課題とされた格付のある工種変更時の格付はどのようになっているでしょうか、お尋ねいたします。

○契約課長

今、委員のお尋ねの件につきましては、飯塚市競争入札参加者格付基準第3条第4号の規定により、前年度と異なる格付のある工種に工種変更により登録された場合、変更初年度に限り、総合点数より格付される本来の等級の直近下位、いわゆる1等級下げて登録を現在も行っております。

○坂平委員

今の説明では、昨年と何ら変わってないということですね。昨年8月の委員会で副市長は第2希望をそのままにするのであれば、業種が変わったらそのまま落とすのかということは、ある意味、連動していると答弁されましたが、第1希望と第2希望の等級格付は是正されました。そして、工種変更はそのままということは、昨年8月の委員会で副市長が連動すると答弁されたことと相反するのではないでしょうか。

また、副市長は今後、選考委員会できっちりと検討していって、結論を出していきたいと答 弁されました。そこで選考委員会ではこれまでどのような検討をされたのでしょうか、お尋ね いたします。

○契約課長

業者選考委員会の中では、1ランク下に下げる分なんですけど、工種変更の乱発を防ぎ、それぞれの工種の専門性を確保するため、格付のある工種ではこのような運用をしてきたわけでございますが、格付のない工種につきましては、質問委員ご指摘のように何ら工種変更に係る制度がなく、この部分につきましては課題があるとは認識しておりますが、現在はまだこのような状況にいたっております。

○坂平委員

既に1年が経過しています。継続的検討課題であり、選考委員会できっちりと結論を出していただきたいと答弁をされたことを踏まえると、きょうはいつまでに課題解決をすると答弁してほしかったですね。

次に、格付のない工種への変更があった場合には、そのまま格付しているとの答弁があったが、今も変わらずにそのままでございますか。

○契約課長

格付のある工種から格付のない工種への変更につきましては、現在も特別な運用は行っておりません。通常どおり、指名しております。

○坂平委員

格付のない工種への変更はそのまま同じ等級に格付をして、格付のある工種への変更は、ある意味、ペナルティーのような1等級下位に格付する。これは矛盾していると思いませんか。 どうでしょうか。

○契約課長

先ほどの答弁と重複するところもあるかと思いますが、やはり工種変更の乱発を防ぐその目的とですね、やはり格付のある工種と今言った、質問委員が言われますように、それぞれちょっとした矛盾はあるとは自覚しておりますが、なかなか制度の変更までには至ってないのが現状でございます。

○坂平委員

昨年の質疑では飯塚市競争入札参加者格付基準に基づいて、行っているから理解してほしいとのことでしたが、今回は、この部分については課題があると認識しているわけですから、早急に課題解決に向けた検討が必要ではないでしょうか。執行部がいつも言っていることは市内の業者の保護、育成、これは大切なことだと思います。そして入札執行においては、競争性及び公平性の確保、これをいつも重要な課題と位置づけている。しかし、昨年、大量の発注により競争性の確保は困難を極めた。そのような環境の中でも、かたくなに公平性は確保してきたと言われる。しかし、その結果、高い落札率での応札、100%での応札が多数発生する蓋然性は予測できたのではないでしょうか、どうですか。

○契約課長

質問委員のご指摘のとおりと考えております。

○坂平委員

つまり、公平性は堅持してきた執行部が、入札参加業者の登録において不公平が生じていたことを見過ごしていたとは絶対におかしいと思います。これは、参加業者数の確保が困難であったことが原因の1つであると考える。工種変更の柔軟な運用が実現できていれば、さらに多くの業者登録が実現でき、その結果、あのような入札結果は防げたのではないでしょうか。つまり、執行部が高落札率を招くように加担したと思われるわけである。既得権を守るような制度を継続して、業者の営業行為を妨げるような制度は直ちに改めるべきだと思います。県内の自治体でこの工種変更について、どのような取り扱いをしているのか、調査をされましたか。○契約課長

工種変更につきましては、昨年9月に県内の政令市を除く25市及び近隣の桂川町に調査を行いましたところ、本市のように格付ある工種から挌付のある工種へ工種変更した場合に15ンク下に格付をしている自治体はありませんでした。15市につきましては、点数による格付をしており、8市については最下位に格付しておりました。また、2市1町については格付を行っておりませんでした。

○坂平委員

調査を行ったとのことですが、この調査から見えてきたものは何か、継続検討課題であると の答弁、そしてこれまでの副市長からの答弁の中にきっちりと検討していって、結論を出して いきたいとのことですから、入札制度は、入札制度委員会できっちりと検討して、その結果を 総務委員会に報告してもらいたいと思いますが、入札制度検討委員会の委員長、いかがでしょ うか。

○総務部長

申しわけありません。まず、契約担当部署のほうから、お答えをさせていただきたいと思います。前回ご答弁申し上げておりましたように、昨年9月に調査をいたしまして、一定期間経過をしておりますので、再度、他市の状況等を調査いたしまして、それを踏まえた上で、入札検討委員会にかけて、制度設計、どうすべきかを検討させていただきたいというふうに思います。

○坂平委員

冒頭でも述べましたが、鎮西小中一貫校の100%での落札、工種変更の柔軟な運用が実現できていれば、さらに多くの業者の登録が実現でき、その結果、あのような入札結果は防げたのではないでしょうか。つまり、行政が高落札率を招く原因をみずからつくったと言われても仕方がないことだと思います。建設にかかわる費用は全て市民、国民の税金で賄っているわけでして、最小の経費で最大の効果につながるような入札制度にして、前向きな検討をしていただきたい。その検討の結果は、所管事項調査の委員会にあと1回しかありません。次回の委員会までに結論を出して、報告をしていただきたいと思います。そのあたりはどんなふうでしょうか。

○総務部長

できるだけ早急に結果を、結論を出して、ご報告させていただきたいと思います。

○坂平委員

といいますのはね、昨年の質疑の中で、いろいろと聞いていった中で、仕事の量、既得権、これに対して、仕事の量をみて、業者さんは業種変更をしてこられるということを、その答弁の中であったと思います。しかしながら、これだけの大量の事業計画を持たれてあるわけですから、そしてしかも業者数については、行政執行部はあくまでもある程度把握してあると思います。だから、そういった、今回のような何度も質問されるようなことに対しては、やっぱり未然に防げる部分は防ぐというような形の中でやってほしいというふうな考え方でおります。

先ほども言いました、私が、蓋然性、この件についてもね、そのとおりですということは、 予測されたということを執行部は認めたわけですからね。そこに対しては、深くは追及しませ んけど、その言葉の意味をしっかりと受けとめて欲しいというふうに考えております。

次に、続けていいですか。次に、土木業者、建築業者の格付についてお尋ねします。SI等級についてお尋ねしますが、先ず、格付とはそもそも何のために行っているのか、また、その基準はどのようになっているのか、ご答弁願います。

○契約課長

格付につきましては工事における品質の確保を第一の目的としております。建設工事において、おおむね30者以上登録業者が存在する工種で格付を実施しております。格付の基準となりますのは、主観点数及び客観点数の合計点数により格付を行っております。

○坂平委員

品質の確保を目的に設定しているというようなことだろうと思います。つまり格付はあくまで点数によって行っており、例えば、各階級に平均的に業者数の配置をするというような相対的な格付は行っていないと理解してよいですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○坂平委員

では、土木業者、建築業者の格付におけるSI等級の設定基準についてはどのようになって

いますか。

○契約課長

飯塚市競争入札参加者格付基準第6条においてI等級の格付基準点数を100点以上上回る者のうち上位から2分の1までの者をSI等級として位置付けることになっております。

○坂平委員

今、答弁があった、その参加資格格付ですが、これまでの質問の中でたびたび出てきますが、 どういったものですか。そのような基準とか委員会に資料として、提出してもらっても構わないですか。そこで基準とか要綱とかあれば、資料として提出してもらいたいと思います。委員 長において、お取り計らいをお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねをいたします。ただいま坂平委員から要求があっております資料は提出できますでしょうか。

○契約課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま坂平委員から要求がありました資料については要求することに ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩します。

休憩 10:21

再開 10:22

委員会を再開します。

○坂平委員

100点以上という部分はあくまでも理解できる部分があります。格付は点数を基準に行っているとのことですから。しかし、もう1つの条件2分の1というのが理解できません。つまり、登録業者数の半分を超えない範囲とのことだが、この半分という基準は品質の確保とどう関係があるんですか。

○契約課長

I等級の業者中、SI等級の位置づけとして運用してきたものでございます。基準点数の100点を超えればSI等級の資格を有しますが、さらに同等級の中の半分以下としているものでございます。

○坂平委員

格付については、あくまでも品質の確保を目的として、点数により実施している執行部の姿勢と矛盾があるのではないですか。 100点を超えるとすれば、その結果が半分を超えようとかまわないのではないですか。 さらに言えば、S I 等級を特別な格付とするならば、例えばもう少しハードルを上げる。例えば 200 点以上超えるとし、その結果半分に満たなくてもかまわないのではないでしょうか。あくまでもS I、これは後で資料で出てきますけど項中という表現をされてますよね、別表 2 で。その中で、幾らから幾らまでが I 等級ですよ、幾らから幾ら以上は S I 等級ですよということでされてあるんですから、あくまでも業者数のその半分以内を、上位から半分までを S I にするとか、 100 点を超えて、その基準をつくって超えているんであれば、全部 S I ですよ。行政側が業者の資格を区切るのは、あくまでも経営審査事項の取得した業者さんの点数によって格付というのが実施されるのが他自治体、国、県、そういったところで実施されてあるわけです。何で飯塚市だけ、中の細かい縛りをつけるのかなと。だから思い切って私が言いますように、 100 点以上というのは、 I 等級の中で 21 者おられ

る、この業者さんの中で10者11者と言わずに、もっとおられると思いますよ。ならば、品質の確保を基準に、そういったことを行政側がされていると思います。ならば、逆にハードルをあげてここまで以上じゃないとSI等級としてみなしませんというようなことをもう少し研究して、そういったことで、選考委員会の中で審議をしていただきたいというふうに思っています。そのあたりをもう少しあなた方、少し掘り下げて研究をしていただけないかなというふうに思います。その点についてはどんなふうに思いますか。

○契約課長

点数による格付を行っている中で、この半分という基準は相対的な表現になってることは理解しております。質問委員のご指摘につきましては、今後検討させていただきたいと思います。 ○坂平委員

それであるならば、来年の事業もあることだろうと思います。委員長である副市長あたりは、来年の事業、こういったものは事業計画の中で長期年次計画を立ててあると思いますんで、事業がどのくらいのSI等級が何本、I等級が何本というようなことはある程度把握されてあるだろうと思いますんで、そのあたりも、踏まえた中でできるだけ早めにその回答を、次回の所管事項調査までにはその回答をしていただきたいと思います。というのが昨年の8月、10月同じような質問を私はしております。既にもう1年が経過しております。この件については、来年度の指名に当然かかわってくる。それとまた、各業者さんの営業権の妨害という表現はあうかあわないかわかりませんけど、そういったことも踏まえた中で、前向きに検討していただきたいと思いますんで、そのあたりの次回の回答を期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

この間の頻発している、落札率100%の問題はですね、私は、業者数の少なさとは無関係だと思っています。主には、2点の問題があって、1つは弱点を持ったまま、1者入札を平成26年度から導入を認めたことが1つですよね。それから2つ目は、鎮西小中一貫校の問題に当たり、防御策を取らなかったことなんですよね。この点については、業者数が少なくても、競争性を働かせるということは十分できたはずです。私が提案した、仮想の応札者をつくるシステムをつくるとかね。それから、工区割りによっても、競争力の確保は当然できたと思うんですよ。ですから、私は、業者数が少ない、多いというのはね、実は関係がないというふうに思います。

それでですね、今、重要なことは、土木にしろ建築にしろ、その事業が1つは市役所として公共の福祉、住民の福祉に寄与する事業であるということ。それからもう1つは、それを通じて地元の中小企業の育成発展に資するという2つの点があろうと思います。こうした中で、力を持ち始めた企業が仕事をしていきます。技術も身につける。それから資本も強くなっていく。そして官公需に対する影響力を当然強くしてきますよね。そうすれば、評価が上がり続けるということになるわけですよね。ずっとそうなってきます。そうなっていくと、最初に言った、土木とか建築の2つの、本来市役所の役割があるじゃないですか、といつか矛盾するようなってくるわけです。発注者が、そういう目的で優位に立っていたものが、力をどんどん持ち始めて来た企業が、あるいはそのグループがあるとすれば、立場逆転してしまいますよ。そこにしか相談できなくなるということになってしまう。ですから、どの自治体でも国でも、この矛盾を解決するために、そういう、言わば独占化を防ぐ諸施策を持っているわけですね。国には国のやり方があり、自治体にはそれぞれの自治体の歴史や伝統を踏まえたやり方が加わってくるわけですけれども、私は本市の今の工種変更の折に1ランク下げるだとか、そのほかの先ほど答弁がありましたようなもろもろの工夫については、本来あるべき地方自治体の発注のあり方、

それからその限りではなくて、今後の将来にわたり先ほど言いました2つの点、住民の福祉の増進に寄与できる土木、建築の仕事、また地元の中小企業育成発展という点での公平性という角度から言ってですね、十分練り上げられて来ているものであり、何ら検討する必要はないと私は思ってます。それでそのことについては、意見として、前回も述べたことがあります。重要なことは、力を持つものが仕事を取り、資本をふやし、そして技術を身につけていくと、それによって、市の公共事業等が大きな影響を受けるようなことになっては、本末転倒ということになりかねないということだと思うんです。そこをきちんと踏まえていくことが大事だと思ってます。

それで先ほど言いました1者入札の弱点の問題、これはもともと認めるべきではないということで、整理がつくわけです。平成26年導入なんですけれども、もうそろそろ、もうそろそろというか、もともと導入するべきでないんだけど、これは廃止を検討してもらいたいと思いますけど、答弁を求めたいと思います。

○契約課長

今委員、ご指摘の点につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

○川上委員

こういう1者入札については、結局のところ、力のあるものが、あるいはそこと連携のあるものが、利用できることになっていって、100%ということになっていかなかったのかという検討が必要だと思います。それから、鎮西中学校の100%については私は、工事の後ではありましたけれども、先ほど言った仮想の応札者をつくるシステムの提案をしました。実はこのシステムは適正な入札を促していくという、低ければ低いほどいいということではなくって、適正な、適切な応札を求めていくという誘導にもなって、入札の適正化に資することだろうと思うんですよ。それで、この問題でも振り返ってみれば、力のあるものが力のあるものと連携をして100%を誘導していったという事実がないか、これも調査しなければなりません。1者入札についても、鎮西小中一貫のことについてもですね、結局、力をどんどん持ってきたところが、あるいは持ってきた者同士が連携して、こういった結果を生んでいないのか、厳しく調査する必要があるんだけど、いずれにしても、この仮想の応札者で現実の入札の適正化図っていくという提案については、その後どのように検討されているかをお尋ねをいたします。

○契約課長

今委員おっしゃります仮想業者を設定しての入札につきましては、日々今、実際研究しておるところでございます。

○川上委員

それこそ急ぐ必要があると思います。それによって、先ほど言いました入札の適正化を行う ことができるし、ましてや談合、今後行うというような発想はもう飯塚では起こらないと思い ます。

次に、今競争入札のお話をさせていただいたんですけれども、今からお聞きしたいのは、随意契約の問題です。随意契約は法で入札が基本だとしながらも、特定の理由があるときに行うことを法で認めておるんですけれども、根拠法の関連部分を紹介していただきたいと思います。 ○契約課長

随意契約につきましては、地方自治法の第234条に定めがあります。234条には、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされております。第2項において、「随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されております。このため、随意契約の方法によることができる場合は施行令で第167条の2第1項第1号から第9号までの事由にあてはまる場合に限られております。

第1号から第9号を簡単にご説明いたします。第1号では、少額の契約、第2号ではその性

質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき、第3号が特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき、第4号が新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき、第5号が緊急の必要により競争入札に付することができないとき、第6号競争入札に付することが不利と認められるとき、第7号時価に比して著しく有利な価格で契約ができる見込みのあるとき、第8号競争入札に付し入札者又は落札者がないとき、第9号競争入札において落札者が契約を締結しないとき。

この条文から通常は一般競争入札が原則なので、そちらのほうが数的に多いはずですが、実際の事務の運用では随意契約、指名競争入札のほうが使い勝手がよいというので、多く利用されております。自治法上ではあくまでも指名競争入札や随意契約は例外的手法だということです。例外的手法なので、随意契約の方法による場合には、特に手続の際、その理由を理由書にしていつでも市民に説明できるよう作成しております。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:39

再開 10:40

委員会を再開します。

○川上委員

説明ありがとうございました。今紹介されたのは、地方自治法であり、地方自治法施行令ですから、そのとおりなんですけれども、実は、このことが飯塚市の運営の中で堅持されておるのかと。つまり、もっと言えばこの法のとおりに行われておるのかについて、ちょっと心配があるわけです。それで、この点について、ルールの通し方というか、については、どのようになっていますか。

○契約課長

通常、随意契約を行う場合につきましては、飯塚市随意契約指針に基づきまして、行うようにさせております。当然、随意契約理由書につきましても、必ず的確な利用を書くように指導しております。

○川上委員

昨日までの決算特別委員会の中で、前年までと全く同文の随契理由があげられたりしてることも、多々あることが伺われました。それで、今後、本市の随意契約の見直しが必要ではないかとも思われますので、これについて、次回以降、質問させていただいたと思います。随契についての質問はこれでとりあえず終わります。資料が出てきましたので、これについては、質問を保留します。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○坂平委員

資料をいただいたので質疑をさせていただきますけど、飯塚市建設工事条件付き一般競争入札実施要領運用基準、告示第102号ですけどね、ここの別表2、第2条の関係ですけども、先ほど質問をしておりました備考欄で「金額は設計金額税込みとする。ただし、I 等級の項中1億5千万円の部分を除く。」、2番目に「I 等級の項中、1億5千万円の部分を予定価格税込みとする。」。このあたりが、ちょっと理解が非常に難しいなと。もう少しわかりやすく表記していただけないかなと。この項中というのは、このラインの中のどの部分を示すわけですか。

○契約課長

今委員のおっしゃる部分、別表のですね、I等級のところに点線で示されている部分があるかと思います。その部分に1億5千万円未満というところがあるんですけど、実際1億5千万

円の基準が、ここでは設計金額税込みの額、税込みの1億5千万円未満かということになります。この1億5千万円未満、この分が実際は税込みの設計金額です。ですから、これの見方にしますと、S I 等級の区分のところになりますと、1億5 千万円以上がS I 等級の分類になってきます。1億5 千万未満は I 等級の区分ということで。ですから、S I 等級であれば、6 千万円以上からそれ以上の分に入ってこれるんですけど、I 等級に限りますと6 千万円以上から1億5 千万円未満の部分の該当になってくるということになります。

○坂平委員

今の答弁でようございますか。あくまでも、この波線がありますよね、I等級の中にSIとの。今課長が言われたのは、設計金額ですか、予定価格ですか。

○契約課長

先ほどの訂正いたします。SI等級につきましては、6千万円以上から、ちょっとダブった 部分は出てきます。それと今言います、設計金額の税込みになっております。設計金額です。 予定価格ではありません。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:46

再開 10:47

委員会を再開します。

○契約課長

失礼いたしました。この表記のわかりにくい部分につきましては、改めさせていただきたい と思います。すいません。

○坂平委員

何度も聞きますけど、今課長が説明されたのは、I等級はあくまでもこの波線の下、6千万円以上から1億5千万円未満、これは予定価格税込みとするという捉え方でいいんですか。

○契約課長

表の見方を再度説明いたします。金額につきましては、基本、全て全部130万円とか1200万円につきましては、設計金額の税込みとなっています。ただし、I等級項中の1億5千万円の部分につきまして、この1億5千万の部分は予定価格の税込みとなっています。ここだけちょっと予定価格になっておりますので、表現的には誤解を招くような表現になっておりますけど、申しわけありません。

○坂平委員

何度も聞くようですけどね、今課長が言われるように、I 等級の項中1 億5 千万円の部分は予定価格税込みとすると。私がお尋ねしてるのは、I 等級、これは6 千万円以上から1 億5 千万円未満という解釈でいいんですか。いいんですか、そういう解釈で。どっちですか。はっきり回答を。

○契約課長

I 等級につきましては、6千万円以上、1億5千万円未満、これにつきましては、設計金額 税込みの分になるということになるかと思います。

○委員長

予定価格でしょ。

○坂平委員

課長、あなたもよくわからなくなりようと思うけれど、あくまでも設計金額税込み、1億5千万円の部分を除くというのが1つありますよね。2点目に、I等級の項中1億5千万円の部分は予定価格税込みとすると。だから、この表の解釈としては、設計金額が税込み1億5千万円を除くと、項中、この破線だろうと思うんですよ。これは設計金額はオーバーしても除き

ますよと。でも、次の I 等級の項中 1 億 5 千万の部分は、予定価格税込みとする。だから、私がお尋ねしよるのは、端的に I 等級、S I 等級、この区分は I 等級は 6 千万円以上から 1 億 5 千万円未満ですよと、予定価格で、それまでしか参加できませんよという解釈でいいですか。〇契約課長

申しわけありませんでした。 I 等級の6千万以上の6千万円につきましては、これは税込みの設計金額になります。今の区分でまちがいありません。 1 億5千万円については、設計金額になってきますので。(発言する者あり)土木一式の I 等級につきましては、設計金額税込みですね、設計金額が6千万円以上で予定価格が 1 億5千万円未満となります。建築も一緒です。

○坂平委員

それとですね、それに連動して、飯塚市建設工事条件付き一般競争入札実施要領運用基準第 2条の 2、ここにですね、「等級区分に関する要件については土木一式工事及び建築一式工事 の場合において、原則として別表に規定する設計金額に対応する等級に格付されたものを条件 として設定する。ただし、SI等級区分の工事において対象業者数が 1 者となる場合には、I 等級業者も条件として設定する。」。これはあくまでも 1 者のときですか。参加業者が、手持ち工事業者以外が 1 者しかいないといったときに、こういったことを適応するために設定され てあるんですかね。

○契約課長

この運用基準でいきますと、今おっしゃるとおり、対象業者数が1者となる、1者しか残ってない場合になります。

○坂平委員

では、過去に1者入札、S I等級の案件について、1者入札をされた実績はありますか。ないですか。そのときにI等級業者、これが手持ちでなく、いたか、いなかったか。そのあたりは今わかりますか。わからない。わからない。わかりました。それならもう今回はそれ以上は質問は追求しないでおきましょう。

だから、このあたりが少しどちらとも取れるような、1つは行政の手法だろうと思います。 1者しかいないときには、I等級業者も条件として設定すると。ただ、片一方は縛りをつけているんですよね、あなた方、今答弁の中では。ここのI等級の中のSI、はっきりと言われましたよね。I等級はあくまでも予定価格 6 千万円以上から 1 億 5 千万円未満までしか入れませんと。参加できないということで、答弁されましたよね。そうですよね。

○契約課長

あくまでも、今言われる別表の分につきましては、原則ということで、ご理解いただきたい と思います。

○坂平委員

原則というけど、ここに、運用基準に表記してあるならば、原則じゃないんですよね。この別表、第2条関係の表もこのまま、2条の2号に書いてるものとこれは別々の取扱いと。片一方は認めますと。片一方は認めませんよという、あなた方の説明です。それはそれで置いといて、それ以上は聞きませんので、そのあたりをよく精査していただきたいと思います。私は別の解釈していますけどですね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、10件について、報告したい旨の申

し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市立地適正化計画の策定状況について」、報告を求めます。

○地域連携都市政策室長

現在、策定を進めております飯塚市立地適正化計画について、策定のスケジュールを見直しましたのでご報告いたします。

お配りしております資料の上段がことし5月に説明をいたしておりました策定のスケジュールで、下段が修正後のスケジュールとなっております。

現在、計画の進捗状況といたしましては、9月12日に市内全域の都市機能誘導区域、居住誘導区域案とともに計画案を公表し、計画に対する市民意見の募集を行うとともに、9月から10月にかけまして、12地区の自治会長会やまちづくり協議会などの開催日を捉えて、計画に対する説明を行ってまいりました。各地区で説明を行っていく中で、複数回の説明会開催を要望される地区もあり、計画に対する丁寧な説明を行っていく必要があることから、地区における説明会の開催期間を11月まで延長することといたしました。このため、外部組織であります地域連携都市政策協議会の開催もこの住民説明会開催後に開催することとしたため、計画の決定を12月以降に変更しようとするものです。

計画が決定しましたのち、今年度の期間を使って計画の周知に努め、計画の運用を平成29年4月1日に開始したいと考えております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次飯塚市総合計画策定進捗状況について」、報告を求めます。

○総合政策課長

第2次飯塚市総合計画策定の進捗状況につきまして、このたび、附属機関でございます飯塚 市総合計画審議会を代表されまして、基本構想(案)などについて、10月26日、安永会長 より、市長へ答申がなされましたので、ご報告を申し上げます。

お手元に資料を1枚、A4の両面の資料を配布させていただいております答申の送付文をごらんいただきたいと思います。

第2次総合計画の策定につきましては、本年、平成28年6月1日、総合計画基本構想 (案)等につきまして、当委員会に諮問いたし、その経過につきましてはただいまの資料の裏面に記載のとおりでございまして、6月1日諮問より、10月19日までの間、5回開催され、事務局より提案いたしました計画の素案を基本として、第1次総合計画の振り返りや、市民アンケート・市民意見、また、市議会からのご意見などを念頭に、各委員より、さまざまなご意見・ご指摘、ご提案が活発になされております。

答申の概要につきましては、お配りしております資料の表面のほうになりますけれども、送付文に記載のありますとおり、少子高齢化や人口減少が進行している中で、人口減少の克服と地方創生を推進し、「子育ての充実」や「周辺地域との連携」、これによります安心して暮らせる地域の形成が求められているとの認識からさまざまな議論がなされております。

なお、計画(案)等の答申内容につきましては、全文を答申日10月26日、市ホームページに掲載するとともに、各議員に配布させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

審議会から答申されました計画(案)、また、全員協議会等において議員の皆様から賜りま

したご意見等をもとに、最終的な総合計画(案)を調整いたしまして、次期12月議会において、基本構想等に関しまして、議案として上程の予定といたしております。

以上、簡単ではございますが、総合計画の進捗状況について、報告を終わらせていただきま す。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩します。

休憩 11:01

再開 11:09

委員会を再開します。

次に、「アメリカ合衆国サニーベール市との姉妹都市協定について」、報告を求めます。

○地域政策課長

アメリカ合衆国サニーベール市との姉妹都市協定についてご報告させていただきます。

アメリカ合衆国サニーベール市との姉妹都市提携への発展につきましては、去る9月13日 に議員提案によります決議により、ご承認いただいております。

その後、協定調印につきまして、サニーベール市長の来飯につきまして調整しておりましたが、日程の調整がつきませんことから、本年11月末までに、国際郵便にて、協定書を取り交わす予定で進めております。調印後の12月の議会において、改めてご報告させていただく予定でございます。

また、サニーベール姉妹都市協会と飯塚友情ネットワークとの共同で進めております、AEP事業、これは大人の交流事業でございますが、これにつきましては、新聞報道等にもございましたとおり、10月7日金曜日から9日の日曜日の2泊3日で、サニーベール市より女性企業家の方及び武道に興味を持たれている男性の方、計2名が、市内の同じ女性企業家の方や日本拳法道場の方々などと交流をされました。また、嘉穂劇場や旧伊藤邸を見学され、日本拳法道場や茶道教室など、日本の文化を体験されまして、非常に喜ばれておりました。

今後とも、両市間における交流を図りながら、将来的には、経済的な交流にも結びつくよう に推進してまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが報告させていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次飯塚市男女共同参画プラン(素案)の市民意見募集について」、報告を求めます。

○男女共同参画推進課長

第2次飯塚市男女共同参画プラン(素案)の市民意見募集についてご説明させていただきます。資料の「(仮称)第2次飯塚市男女共同参画プラン(素案)」をお願いいたします。

今回、市民意見募集を行おうとしております、第2次飯塚市男女共同参画プランにつきましては、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間として策定しておりました現行の「飯塚市男女共同参画プラン」が、今年度末をもちまして計画期間が終了しますことから、これまでの取り組みを検証し、社会情勢の変化による新たな課題にも対応するとともに、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するために、策定するものでございます。

この素案につきましては、飯塚市男女共同参画推進委員会及びその下部組織でございます、 策定専門部会で審議を進めていただきまして、策定したもので、よりよい計画とするために市 民の皆様に公表し、意見募集を行うものでございます。

素案の概要につきましては、資料(素案)の1ページをお願いいたします。

本プランは、下段にありますとおり、2「計画の位置づけ」に記載しておりますとおり、男女共同参画社会基本法及び飯塚市男女共同参画推進条例に基づく「男女共同参画基本計画」と、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍推進計画」、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法に基づく「DV対策基本計画」として位置づけており、施策を一体的に推進することとしております。

このプランの計画期間としましては、平成29年度から平成38年度とする10年計画としておりますが、社会情勢の変化や各施策の進捗状況等を検証しまして、中間年度となります平成33年度に見直しを行うこととしております。

また、プランの策定にあたりましては、2ページ下段にありますとおり、昨年の平成27年8月に、3千名の市民を対象に「男女平等に対する意識」や「家庭生活における男女共同参画の状況」等に関する意識について、その実態を把握するための「市民意識調査」と、3ページの上段にあります、「女性活躍推進計画」に係る基礎資料とするための、市内の千事業所を対象に実施しました「女性の労働状況に関する事業所調査」をもとに、現状と課題を分析したものを盛り込んでおります。

次に、この素案の構成についてご説明させていただきます。表紙裏面をお願いします。

次期プランにつきましては、全体で4章立ての構成としておりまして、第1章は、計画の趣旨、位置づけ等を説明したものとなります。第2章は、「計画の基本的な考え方」としまして、「前計画の成果と課題」、「計画策定の視点」、「計画の基本理念」、「計画の基本目標」、「計画の体系」をお示ししております。次に第3章に基本目標の達成に向け、現状と課題及び具体的な取り組みをお示ししております。 第4章としまして、計画の実現のための推進体制の充実・強化についてお示ししております。

現行プランとの変更内容につきましては、体系図をもとに説明させていただきます。別紙でお配りしております、A3の体系図をお願いいたします。

こちらは、現行プランと次期プラン(案)の対比表をお示ししておりますが、左側が現行プラン、右半分が次期プランの体系図の(案)となっております。

左側の現行プランでは目標の部分を見ていただきますと6項目設定しておりましたものを、 右側に目を移していただきますと、次期プランでは基本目標としまして3項目にまとめさせて いただいております。

基本目標1におきましては、まずは基本として、人権尊重・男女共同参画の視点に立った意識づくりが重要であることから、「あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり」を設定しましました。

次に、基本目標2では、女性活躍推進法を受け「女性活躍推進計画」の位置づけとなりますが、男女がともにあらゆる分野で多様な立場で参画できるための環境づくりや、働き方の改革のための環境整備が重要としまして「あらゆる分野における女性の活躍推進」を設定しております。

基本目標3では、固定的性別役割分担意識を払拭し、男女がともに家庭や地域に主体的に参画し、安全・安心な街づくりが重要であることから、「男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり」としております。また、この目標3のうちに「DV対策基本計画」も含めてさせていただいております。

左側の現行プランの目標達成に向けた課題として15項目設けておりましたが、右側の次期

プランでは重点目標としまして10項目へ変更しております。また、左側の課題達成のための施策の方向としておりましたものを、右側の基本的方向としまして41項目から21項目に集約し、設定を変更しております。

各課が個別に取り組む内容につきましては、市民意識調査の結果から地域や職場、また家庭においても固定的性別役割分担意識に基づく慣習や慣行、それに男女の不平等感が根強く残っていることから、現行のプランでの課題解決に向けた取り組みの多くは今後も継続することが必要としまして、基本的には現行プランを踏襲したものとなっています。

次期プランのポイントとしましては、昨年の「女性活躍推進法」の制定を受けまして、「飯塚市女性の労働状況に関する状況調査」を行い、その調査結果を盛り込み、「女性活躍推進計画」として位置付けておりますことと、また、現行プランでは審議会等へ女性委員の登用についてのみ数値目標を設定しておりましたが、次期プランでは各施策の取り組みの成果の確認の目安とするため、重点目標ごとに管理指標と目標値を設定しております。

内容の詳細につきましては説明を省略させていただきます。

なお、市民の方への意見募集につきましては、12月1日発行の市報及び市のホームページ でご案内しまして、12月28日まで市民意見募集を行うこととしております。

また、閲覧場所につきましては、本庁男女共同参画推進課、各支所市民窓口課、中央公民館をはじめとします各地区公民館に素案を設置して閲覧ができるようにしたいと考えております。

意見募集終了後は、1月に入りまして、いただきました意見の集約、調整後、飯塚市男女共同参画推進委員会からの答申を受けまして、その後、3月完成に向けて作業を進めていきたいと考えております。

女性活躍推進計画の基礎資料として活用しました「飯塚市女性の労働状況に関する事業所調査」につきましては、報告書の配布準備を行っておりますので、準備が整い次第お配りさせていただきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上で、第2次男女共同参画プラン(素案)の市民意見募集についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「新庁舎建設事業について」、報告を求めます。

○総務課長

総務課より、「新庁舎建設事業について」、報告いたします。

新庁舎建設事業についてと各階の平面図を用意しております。お願いいたします。

まず、1番初めに各階の配置でございますが、別添の各階の平面図をお願いいたします。

平成29年度の機構改革を反映したものでございます。図面の上が東側、下が西側で、右側が正面玄関になります。また、図面の青色がトイレ、黄色がエレベーター、緑が階段、矢印が出入口としています。

まず、1ページ目の1階につきましては、東側は、玄関側より、市金庫、会計課、子育て支援課、高齢介護課、社会・障がい者福祉課となっております。西側は、市民課、医療保険課、税務課となります。

2ページ目、2階につきましては、東側は、保護課から名称変更により生活支援課と福祉部 長室となります。 西側はカフェ、会議室群となります。

3ページ目、3階につきましては、南側が市長室をはじめとする秘書係、東側が総務部長室、 人事課、総務課になります。西側に右から防災安全課、地域政策課、総合政策課、財政課、行 政経営部長室になります。 4ページ目、4階につきましては、東側が財産活用課、契約課、入札室関係、印刷室になります。南側が市民協働部で人権同和政策課、男女共同参画推進課、まちづくり推進課、市民協働部長室になります。西側は右から経済部長室、産学振興課、商工観光課、農林振興課、農業委員会となります。

5ページ目、5階につきましては、部としては都市建設部のみとなります。東側が建築課、 住宅政策課、都市建設部長室、南側が土木建設課、土木管理課、都市計画課、農業土木課です。 西側のほうは会議室群になります。

6ページ目、6階につきましては、東側から南側にかけて教育委員会で、東側が教育研究所、 学校施設整備推進室、教育部長室、教育長室、南側が、教育総務課、学校教育課となります。 南西側に環境整備課、市民環境部長室、西側に高齢介護課介護訪問調査員室、情報推進課、 サーバー室、監査事務局になります。

7ページ目、7階につきましては、議会スペースで、東側が委員会室、南側が議場、西側が 議員控室になります。

8ページ目、8階は、食堂、総合文書庫、文書庫になります。

次に、新庁舎移転までのスケジュールについてでございますが、1番目に、建設工事につきましては、順調に進んでおり、工期どおりの竣工の予定でございます。10月末での各工事の進捗率は、建築87%、電気75%、空調85%、給排水80%となっております。

2番目の落成式につきましては、来年の3月4日土曜日を予定していまして、この時に野見 山暁治先生のステンドグラスの除幕式を行う予定でございます。

3番目の落成式後には、全館の養生を行い、引渡し後の工事の実施、備品搬入、筑穂総合文 書庫の先行移転などを行う予定です。

4番目に移転につきましては、ゴールデンウィークの5連休を利用して行う予定です。

5番目の開庁式につきましては、5月8日月曜日を予定しております。

3番目の開庁後のスケジュールでございますが、5、6月に不用備品の配布・処分を行いまして、本館解体準備を行います。7月から解体にかかり12月から前面駐車場の整備にとりかかります。これが平成30年夏くらいまでかかり、その後、第2別館の解体、公用車駐車場の整備、第3駐車場の有料化の整備を行いまして、30年度末で新庁舎関連事業が完了する予定でございます。

4番目の食堂、カフェの運営事業者の決定でございますが、これにつきましては7月22日 に公募を開始しまして、食堂は2社、カフェは1社の参加表明がございました。その後、食堂 の1社が辞退しましたので、食堂、カフェともに1社の提案となりました。

職員7名の選定委員と市民2名でヒアリング審査を行い、食堂・カフェともに得点が満点の50%以上になりましたので、運営業者として決定したものです。現在、覚書の締結に向け協議を行っているところでございます。

食堂の運営事業者は、芳雄町の株式会社青空で現在、飯塚病院裏の新飯塚パーキングプラザの1階で「あおぞら食堂」を営業されています。カフェにつきましては、忠隈の株式会社トーンでチクスキを発行している業者です。現在、カフェの経営はありませんが、募集の実施要領の中で、広い分野からの応募を見込み、店舗実績は不問としておりました。

以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

災害発生時、地震等によりエレベーターが止まったときは、上層階の市民、来訪中の市民だ とか職員はどうやって避難しますか。

○総務課長

エレベーターにつきましては、自家発電で動くような形になっております。

○川上委員

東京電力の原発とあんまり変わらないですね。私が言ってるのは、エレベーターが止まった ときはどうするのかと言ってるわけです。

○総務課長

エレベーターが止まったときには、階段の使用というふうな形になると考えております。

○川上委員

階段使用になるでしょう。で、階段はどうなってるか、ちょっと考えてみてください。避難ができますか、この設計で。ここで言ってもと思うんですけど、結局、こういう常識的なことがなぜこの会社がわからないかなと、設計会社が。今の課長のように、うちのエレベーターはどんなことがあっても絶対止まりませんと。じゃ、止まったときはどうするんですかということで、何でも2方向避難でしょう。だから、これ設計やり直さないといけないような状況じゃないかと心配します。とりあえず、きょうは指摘をしておきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成27年国勢調査の状況について」、報告を求めます。

○総務課長

「平成27年国勢調査の状況について」、報告いたします。

本件につきましては、本年3月8日開催の総務委員会において、速報値を報告しておりましたが、10月26日に確定値が総務省から公表されましたので、報告するものでございます。 お手元に資料を配布していますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

今回公表された数値は、全国の市区町村別の人口と世帯数の確定値です。資料の2ページをお願いいたします。

本市の人口につきましては、2月末の速報値で12万9246人と報告しておりましたが、 県・国において精査が行われ、12万9146人となっています。5年前の平成22年国勢調査での人口13万1492人に比べ、2346人、1.78%の減少となっております。

また、世帯数については、5万4732世帯で、5年前より1281世帯、2.40%の増加となっており、1世帯当たりの平均人員は2.36人となっております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 次に、「平成28年度職員採用試験の実施状況について」、報告を求めます。

○人事課長

平成28年度職員採用試験の実施状況につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成28年度職員採用試験の現在の実施状況について、ご報告申し上げます。

本年度の採用試験につきましては、申し込みの受け付けを、8月1日から9月12日まで行いまして、第1次試験を去る10月16日に実施をしたところでございます。

ご提出申し上げております資料をごらんいただきたいと思います。平成28年度飯塚市職員 採用試験実施状況と書かれた資料でございます。

本年度の採用職種につきましては、8月の当委員会におきましてご報告申し上げましたとおり、行政事務が上級、初級、身体障がい者対象枠及びUIJターン枠、それに、学芸員、土木

及び土木民間企業等経験者枠、電気、化学、保健師をあわせまして全体で10種類の試験区分となっております。

申込者数の状況でございますが、表の一番下の欄、真ん中あたり記載しておりますとおり、全体で741名の応募があったところでございます。このうち第1次試験の受験者数につきましては、試験区分ごとに上から、右から2列目のところでございますが、行政事務の上級が294名、初級が120名、身体障がい者対象枠が7名、UIJターン枠が8名、学芸員が12名、土木職が16名、土木民間企業等経験者枠が3名、電気が5名、化学が16名、保健師が15名となっております。

全区分の合計採用予定者数34名程度に対しまして、496名の受験者となっておりまして、 受験率といたしましては、全体で66.9%となっております。

なお、昨年の申し込み等の状況でございますが、全体で申込者数は1023名、第1次試験 受験者は673名でございまして、受験率としては65.8%でございましたので、受験率に ついては昨年より若干上回る結果となっております。

今後の予定でございますが、第1次試験の合格発表を明日11月2日水曜日に行うことといたしておりまして、その者を対象に11月下旬に第2次試験を実施したします。最終の第3次試験を12月中旬に実施した後、最終合格者の発表を12月下旬に予定しているところでございます。

以上、簡単でございますが、平成28年度職員採用試験の実施状況につきまして、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次行財政改革前期実施計画の進捗状況について」、報告を求めます。

○行財政改革推進課長

第2次行財政改革前期実施計画の平成27年度の進捗状況について、ご報告いたします。

資料の1ページをお願いします。1に策定趣旨を掲載しておりますが、この計画は、平成25年度に策定いたしました第2次行財政改革大綱に基づき平成26年度から実施しているものでございます。その大綱の中では3つの目標を掲げておりますが、その状況を表で掲載しておりますが、その中、③の単年度収支を黒字化するという目標を掲げておりますが、平成27年度の決算ベースでは赤字となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。進捗状況の総括表となっております。左から4つの大分類、15の中分類に分かれており、実施項目数は真ん中に記載いたしておりますが、58の項目になっております。実施状況といたしましては、58項目中42項目で既に実施いたしております。またその右側につきましては、財政効果がある項目の効果額を示しております。上段が計画額で、その下が実績額となっております。27年度の状況といたしましては、計画額4億8100万円に対して、実績は、86235471千円となっており計画と比較し、約26倍の状況となっております。この要因といたしましては、電算システムのクラウド化の効果が1年前倒しになっていること、それから土地の売却収入が、計画より1677千万円多かったことと考えております。そういったところを差引きますと、全体的にみれば計画どおりの進捗状況と考えております。

これら実施状況の詳細につきましては3ページ以降に掲載しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、第2次行財政改革前期実施計画の進捗状況についての説明を 終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画素案について」、報告を求めます。

○行財政改革推進課長

飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画について、素案を策定いたしましたので、 ご説明いたします。

本日はA4の計画書素案とその内容を抜粋しましたA3の2つの資料を準備いたしております。最初にA4縦長の資料の1ページをお願いします。

1ページは今までの飯塚市の公共施設のあり方検討に関する取り組みの状況でございます。 下の図をごらんください。薄く網掛けしておりますのが、本年1月に策定しました基本方針で ございます。今回の素案は、その下に濃く網掛けしているのが、今回の計画で、来年の3月に 策定するよう進めております。

2ページをお願いいたします。他の計画を含めた関連図を掲載しております。濃く網掛けしているのがこの計画となります。一番下に掲載しておりますが、公共施設に関しましては、別途個別に計画を現在策定しているものございますので、互いに整合性をとりながら進めて行きたいと考えております。

3ページをお願いします。下側の枠囲みが、基本方針での公共施設の延べ床面積、縮減目標となります。2つ目の黒ぽつが、この計画の目標となり、10年間で4.5万平方メートル延床面積を縮減するといたしております。

4ページをお願いいたします。計画期間は、基本方針と連動するため平成29年度から37年度までの9年間といたしております。その下の表は、今後9年間の取り組みでございます。今回、この計画の特徴は、いわゆるPDCAサイクルに基づく評価しやすい計画といたしております。今までの計画は、一度つくると見直しがしにくく、状況の変化に対応ができないといった面もありましたので、このような計画といたしております。またこの計画の基本的な方針といたしましては、市民参画による公共施設の見直しを推進するといたしておりますので、いわゆる「公共施設の見える化」を考慮いたしております。また、評価に当たっては市民参画の外部評価を実施していきたいと考えております。

7ページをお願いいたします。真ん中の表に今回の数値目標の4万5千平方メートルの内訳を記載しておりますが、市営住宅を中心に縮減していく計画といたしております。その理由といたしましては、既に耐用年数を超えた住宅が2割を占めており、今後全てを更新することは困難であること、また、歴史的な経緯はありますが、類似都市と比較して市営住宅の延床面積が2.7倍多いことあり、見直しを行うものでございます。具体的な内容につきましては、今後策定されます市営住宅の長寿命化計画の中で検討してまいります。

11ページをお願いします。この表は、施設分類ごとの削減目標総活表となります。表中の真ん中の列の増減面積がございますが、その一番下に現段階の削減面積を掲載いたしておりますが、4万4465平方メートルで、目標までには達成いたしておりませんので、今後さらに検討してまいります。

14ページをお願いいたします。これが今回の計画書の1つとなります。公共施設1つごとに1つのシートを作成いたしております。見方としては、14ページが施設の状況を表したもので、建物の概要、運営の状況、平成27年度の収入、支出の状況、増改築の状況からなります。それから、15ページの上段でございますが、これらの状況をもとに評価をしたもので、劣化状況だけはABCDの4段階評価で、その他はAB評価の2段階評価となっております。

この評価の方法は、申しわけございません、戻りますが10ページに評価の方法については記載いたしておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

それからまた、戻っていただきまして、15ページですが、その下は、施設ごとの最適化の方針となっております。この部分は本日提出いたしておりますA3の表にまとめておりますので、総務委員会所管の施設で見直し行う主な施設につきましては、A3の資料でご説明させていただきたいと思います。A3のほう、すみません、お願いいたします。

16ページをお願いいたします。16ページの下側になりますけれども、162番、一番左側の番号でございますが、162番、本庁舎からでございますが、本庁舎につきましては、建て替えを行いますので、面積は増となっております。その下の穂波庁舎につきましては、延べ床面積に変更はございませんが、穂波公民館、穂波図書館が移転してきますので多機能化をしているとしております。それから、筑穂庁舎につきましても、公民館の一部を移転することから、多機能化を図ってまいります。

17ページをお願いいたします。庄内支所につきましては、現在、エレベーターもないことから、窓口業務を隣接する庄内公民館別館への移転を計画いたしております。また、頴田支所庁舎につきましては、老朽化、それから耐震基準も充たしてないということから、近接した市有地に建替えることを計画しております。次に、施設番号168番から171番につきましては、人権関係、男女共同参画推進センター関係の施設を掲載しておりますが、これらについては稼働状況が低いことから、運営の最適化、空きスペースの有効活用を図っていきたいとしております。それから、174番の消防詰所でございますが、現在36箇所ございますが、老朽化による建て替えが今後も必要となることから、消防団員数をもとにした基準面積を策定するといたしております。以上が総務委員会所管の公共施設の見直しの主なものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、11月から12月にかけて12地区での市民懇談会を開催し、ご意見を伺いたいと思います。その内容につきましては、議会の4常任委員会に報告させていただき、議会からの意見についても伺いたいと思っております。議会や懇談会でいただいた意見を踏まえて、変更するところは変更し、来年1月~2月にかけて再度住民懇談会を開き、最終的な計画書を策定したいと考えております。

以上、飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画素案についての説明を終わります。 ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「穂波地区公共施設の再編整備について」、報告を求めます。

○行財政改革推進課長

穂波地区公共施設の再編整備については、複数の課にまたがりますので、行革課より全体の概要についてご説明いたします。A3横長の資料をお願いします。

今回、穂波地区の公共施設の再編のきっかけとなりましたのは、穂波公民館の老朽化対策でございました。穂波公民館は昭和53年に開設いたしておりまして、耐震基準も充たしておらず、エレベーターもない公共施設でございます。一方穂波庁舎は平成29年度に教育委員会が本庁舎に移転することで、穂波庁舎の4階会議室の活用が減ること。また穂波町時代の議場もそのままで、今後の活用方針が決まっておらず空きスペースが生じることから、今回の再編となっております。穂波図書館ついては公民館との連携もあり、庁舎の1階部分に移転することで検討いたしております。

また、楽市、平恒統合保育所については、楽市小学校敷地内での設置を当初検討しておりましたが、進入通路が狭く、見通しも悪いことから、他の候補地を検討しておりました。

今回、穂波公民館が穂波庁舎に移転することで、保育所の建設スペースを確保できることか

ら、現公民館駐車場に設置することといたしております。整備の内容及びスケジュールについては資料に記載いたしておりますので説明は省略させていただきます。今後はこの案に基づき、 地元市民の皆様への説明を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、穂波地区公共施設の再編整備について説明を終わります。) 季昌長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 これをもちまして総務委員会を閉会いたします。